

## 地域経済の活性化に関する重点提言

円高への総合的対応策の実施、デフレからの脱却及び地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 長引く円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策を講じること。

また、国は、成長産業への支援や地域の実情を踏まえた経済対策等、きめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、経営の安定に支障が生じることがないように、セーフティネット保証制度等の充実や認定基準の緩和を図るとともに、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備や企業誘致に対する財政措置を講じること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について速やかに改正・延長するとともに、離島自治体に必要な地方交付税及び交付金等の財政措置を講じること。特に、国家の重要課題である海域や海洋資源の確保・管理、海洋環境の保全などの役割を踏まえ、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強

化等を図ること。

5. 外国人観光客の受入など、都市自治体が行う観光振興策に対して、総合的な支援措置を講じること。

6. 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

7. 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進に向けた総合的な支援体制の強化を図ること。